



# 山形県公報

平成20年4月22日(火)  
第1936号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| 山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則..... (健康福祉企画課) ... | 625 |
| 山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則..... (雇用労政課) ...      | 同   |
| 山形県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則..... (生産技術課) ...       | 626 |

### 告 示

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 国民健康保険組合の規約の変更の認可..... (長寿社会課) ... | 同   |
| 同..... (同) ...                     | 同   |
| 同..... (同) ...                     | 627 |
| 歳入の収納の事務の委託契約の解除..... (森林課) ...    | 同   |
| 県道の供用の開始..... (庄内総合支庁建設総務課) ...    | 同   |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                                   |   |
|---------------------------------------------------|---|
| 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正..... | 同 |
|---------------------------------------------------|---|

### 公 告

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 一般競争入札の公告..... (議 会) ... | 628 |
|--------------------------|-----|

## 規 則

山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月22日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第64号

山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県医師修学資金貸与条例施行規則(平成17年7月県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「山形県立日本海病院」を「山形県立新庄病院」に改め、同条第5号中「山形県立新庄病院」を「日本海総合病院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月22日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第65号

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則(昭和41年12月県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第82条の2」を「第124条」に改め、同項第10号中「5年」を「10年」に改める。

第9条中「並びに雇用保険法第13条の規定に該当する者及び同法第39条第1項の規定に該当する者」を削り、「求職者等」を「求職者」に改める。

第10条第1項及び第2項中「求職者等が」を「求職者が」に、「当該求職者等」を「当該求職者」に改める。

第10条の2中「求職者等」を「求職者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第10号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

山形県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月22日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第66号

山形県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

山形県漁港管理条例施行規則（昭和44年7月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記様式第9号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、「関係書類を添えて」を削り、同様式の注書を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第419号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月22日

山形県知事 齋藤 弘

1 組合の名称

山形県医師国民健康保険組合

2 変更の内容

(1) (2)に定める組合員である医師に常時雇用されている医業に従事する者で、規約第4条の地区内に住所を有するものは、第2種組合員とする。

(2) 第1種組合員で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者となる者のうち、引き続き組合員となる旨の届出を行ったものは、第3種組合員とする。

3 変更年月日

平成20年4月1日

山形県告示第420号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月22日

山形県知事 齋藤 弘

1 組合の名称

山形県歯科医師国民健康保険組合

2 変更の内容

(1) (3)に定める組合員である歯科医師に雇用されている常勤の歯科衛生士、歯科助手、歯科技工士及び歯科医業に専従する事務員は、第2種組合員とする。

(2) 歯科医師会の会員でない者で、(3)に定める組合員である歯科医師に雇用されている常勤の歯科医師は、第3種組合員とする。

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者となった第1種組合員の歯科医師は、第4種組合員とする。

3 変更年月日

平成20年4月1日

山形県告示第421号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 組合の名称

山形県建設国民健康保険組合

2 変更の内容

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者は、組合員としない。

3 変更年月日

平成20年4月1日

山形県告示第422号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次の者に委託した山形県林業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務の委託契約を平成20年4月1日に解除した。

平成20年4月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称           | 住 所           |
|---------------|---------------|
| 温 海 町 森 林 組 合 | 鶴岡市大岩川字木揚場8番地 |

山形県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年4月22日から同年5月5日まで縦覧に供する。

平成20年4月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名

湯田川羽前水沢停車場線

2 供用開始の区間

鶴岡市大広山崎2番2から

同 みずほ28番5まで

3 供用開始の期日

平成20年4月22日

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第30号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年4月22日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

1 病院の項の表中

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 金山町立病院   | 最上郡金山町大字金山548 - 2 |
| 最上町立最上病院 | 〃 最上町大字向町64 - 3   |

を

|          |                  |
|----------|------------------|
| 最上町立最上病院 | 最上郡最上町大字向町64 - 3 |
|----------|------------------|

に改める。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県議会インターネット動画配信業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年4月22日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県議会 第1会議室（2階）
- (2) 日 時 平成20年5月9日（金）午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県議会インターネット動画配信業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成20年6月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 7の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県議会事務局議事調査課政策調査室 電話番号023(630)2845

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成20年5月1日（木）午後5時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約には談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。